

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)9222
担当部課名	保健福祉部	地域福祉	課	民生 班
事務事業名	行旅病人・死亡人経費		事業コード	11420

1 総合計画における位置づけ

政策名	第-1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第4節	援護を要する人の自立援助	年度
施策名	第2施策	自立の援助	

2 実施根拠及び関連法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬に関する法律

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
<p>行旅死亡人 = 市内で発生した身元が不明の遺体あるいは引き取り手のない遺体のうち生活保護法で取り扱えない遺体を取扱い、弔意を示す。</p> <p>行旅病人 = 外国人が旅行中に市内で病気になり救護者のいない場合、市が救護を行う。</p>		<p>行旅病人(旅行中の外国人)、身元不明等の死亡人</p>	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
<p>平成13年度取扱い状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人 0件 ・行旅死亡人 3件 ・墓地埋葬法適用による死亡人 1件 <p>総事業費 712千円 需用費(葬儀用生花、線香等消耗品) 12千円 役務費(行旅死亡人 官報掲載料) 38千円 委託料(葬祭委託料) 662千円 役務費、委託料は県から費用弁償を受ける。</p>		<p>要援護者の自立に向けた援助に努めます。</p>	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	
		計画年次	年度～ 年度

4 評価指標

指標名	行旅死亡人発生率		
指標式	$\frac{\text{行旅死亡人発生数}}{\text{市内死亡人数}} \times 1000$ (H14の計算式: $4人/3044人 \times 1000$)		
指標設定の意図	行旅死亡人の成果指標は設定ができないため、単に全死亡者数に対する行旅死亡人等の割合を設定した。		

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標	1.3	2.0	a 1.3	b 0.0	
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額	564	1,495	712	5,024
	人員・時間数	8時間×3件	8時間×6件	8時間×4件	
	人件費	134	200	134	
	その他経費	0	0	0	
	合計	698	1,695	846	5,024
特定財源	570	1,263	1,182	5,001	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 =
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%>)	
$\frac{a}{b} \times 100 =$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
理由 :	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬に関する法律に基づき、適切に対応できたと考えられる。	

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 B ▼	A : 適応している	理由 : 市が取扱を義務付けられている遺体についての法律が複数あり、担当する機関が違う。路上生活者等が増加する社会情勢の中、遺族が引き取れない遺体等の取り扱いも含め、取扱窓口を統一する等の対応は必要になる。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 : 必要最小限で処理をしており、妥当である。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 : 行旅死亡人については法律で市が取り扱うことが定められており、関係機関との調整もあることから市が実施することが望ましい。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 : 対象者が行旅病人、死亡人なので満足度という点で判断できない。ただし、まれにその後、身元が判明する場合があります。遺族に対しお悔やみの気持ちを示すことができているのではないか。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 B ▼	A : 有効である	理由 : 行旅病人の取扱は援護を要する人の自立援助の面はあるものの、行旅死亡人についてはその取扱について自立援助という側面はない。有効性の評価ができない。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 行旅死亡人について、成果の向上という点で評価はできない。
	コスト改善余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 当該事業におけるコスト改善余地はないが、市で取扱いが定められている遺体の取扱窓口を一本にすることで人件費の抑制ができるのではないか。

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	他の自治体 法で定められている処理を行なっているため、他自治体との相違はなし
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	身元不明あるいは引き取り手がない死亡人は葬祭、埋葬する者が誰もいないので、市が取扱い、弔意を示すことは必要である。また、行旅病人については、救護者が全くいない旅行中の外国人を市が救護することは人道的な面から見ても必要である。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--